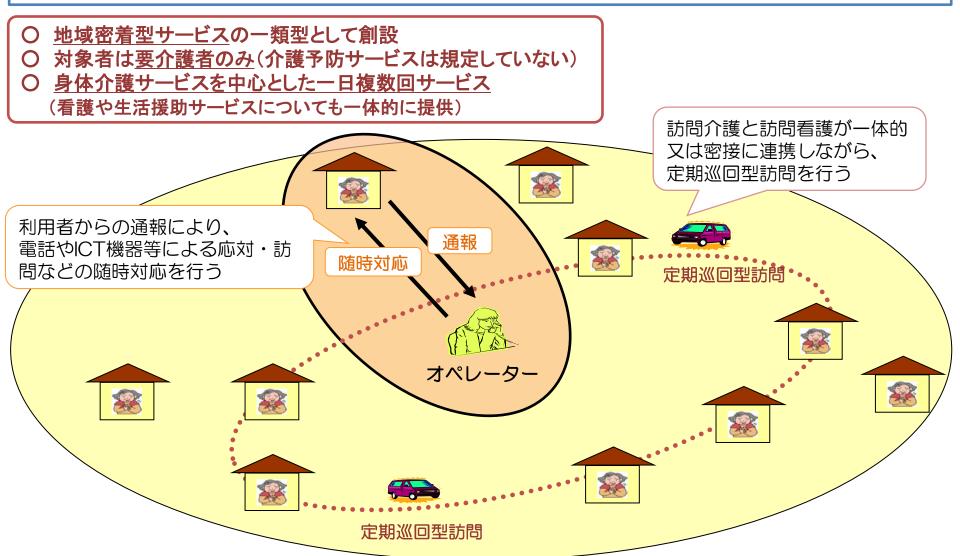
定期巡回・随時対応サービスの創設

○ 重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を創設(平成24年4月)。



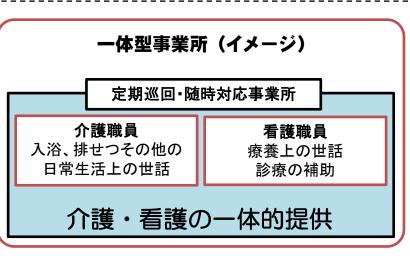
定期巡回・随時対応サービスの定義

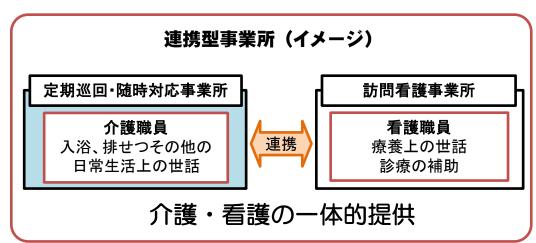
- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については、次の二つの類型を定義。
 - ① 一つの事業所で訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供する「一体型事業所」
 - ② <u>事業所が地域の訪問看護事業所と連携</u>をしてサービスを提供する「連携型事業所」 ⇒ 訪問看護(居宅での療養上の世話・診療の補助)は連携先の訪問看護事業所が提供
- O いずれにおいても、医師の指示に基づく看護サービスを必要としない利用者が含まれる。

新介護保険法(平成24年4月1日施行分)

第8条

- 15 この法律において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、<u>次の各号のいずれかに該当するもの</u>をいう。
 - 一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあっては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅要介護者についてのものに限る。
 - 二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、 その者の居宅において介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その 他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。



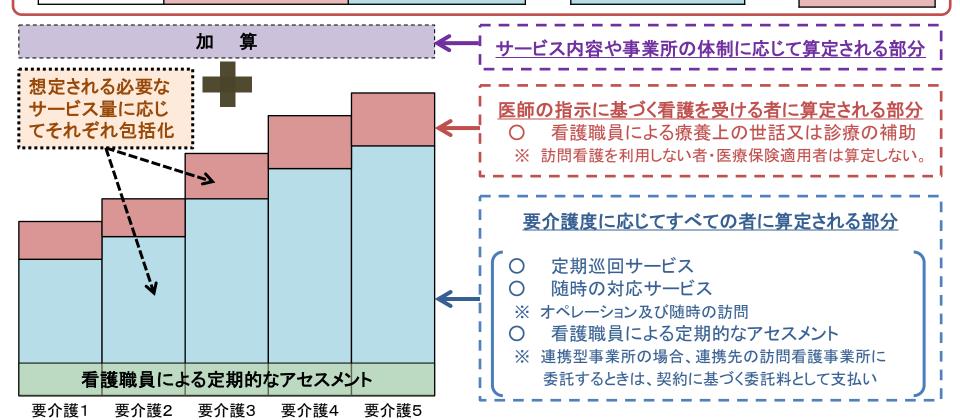


定期巡回・随時対応サービスの介護報酬 (基本単位)

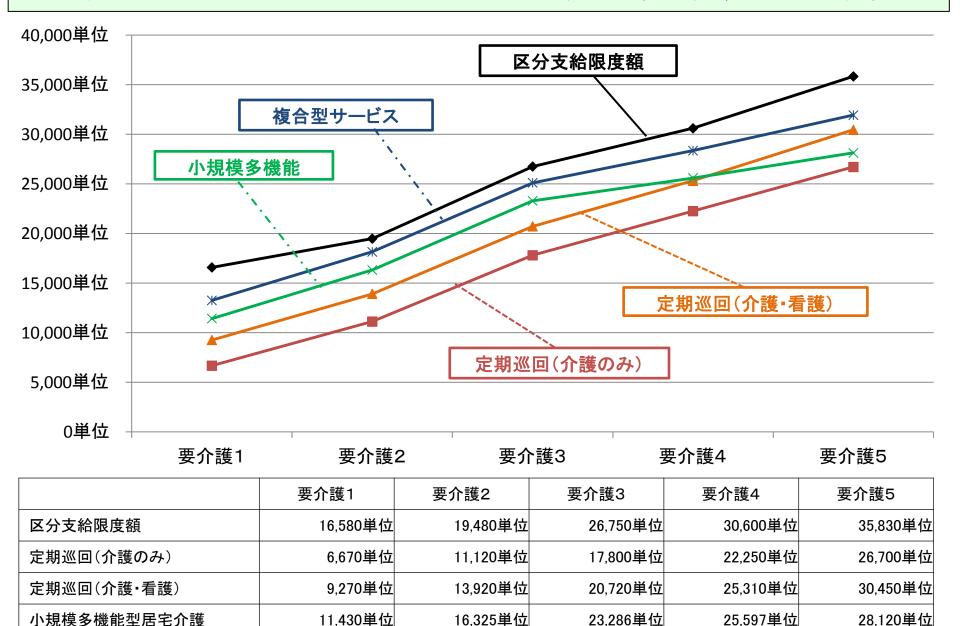
	一体型事業所	
	介護•看護利用者	介護利用者
要介護1	9, 270単位	6, 670単位
要介護2	13, 920単位	11, 120単位
要介護3	20, 720単位	17, 800単位
要介護4	25, 310単位	22, 250単位
要介護5	30, 450単位	26, 700単位

連携型事業所	
介護分を評価	
6, 670単位	
11, 120単位	
17, 800単位	
22, 250単位	
26, 700単位	

連携先訪問看護事業所 を利用する場合の訪問 看護費(連携先で算定) 2,920単位 3.720単位



定期巡回・随時対応サービスの介護報酬 (基本単位の比較)



18.150単位

25,111単位

28,347単位

31,934単位

13,255単位

複合型サービス

定期巡回・随時対応サービスの介護報酬(加算)

加算名等	単位数	備考(算定要件等)
特別地域加算	所定単位数×15%	離島、山間へき地に所在する事業所に加算
中山間地域小規模事業所加算	所定単位数×10%	中山間地域等に所在する事業所に加算
中山間地域等に居住する者に サービス提供する場合の加算	所定単位数×5%	通常の事業の実施地域を越えて中山間地域にサービス提供する場合に加算
緊急時訪問看護加算 【一体型事業所のみ】	290単位/月	緊急時の訪問看護サービスを提供する事業所に加算
特別管理加算 【一体型事業所のみ】	(Ⅰ)500単位/月 (Ⅱ)250単位/月	訪問看護サービスにつき、特別な管理を必要とする者について加算(例:気管カニューレを使用している場合500単位を加算)
ターミナルケア加算 【一体型事業所のみ】	2,000単位/死亡月	死亡日及び死亡日前14日以内に2回(医療保険利用時は 1回)以上ターミナルケアを実施した場合に加算
初期加算	30単位/日	利用開始日以降30日間に限り加算
退院時共同指導加算 【一体型事業所のみ】	600単位/回	退院後に円滑に訪問看護サービスが提供されるよう、入院 時に看護師等が在宅での療養上必要な指導を行った場合 に加算
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)500単位/月 (Ⅱ)350単位/月 (Ⅲ)350単位/月	(I)介護福祉士の割合が30%以上等 (Ⅱ)常勤の職員の割合が60%以上 (Ⅲ)勤続年数3年以上の職員の割合が30%以上
介護職員処遇改善加算	(I)所定単位数×4.0% (Ⅱ・Ⅲ) I の90%・80%	介護職員の賃金改善に取り組む事業所に加算
市町村独自報酬	500単位を上限	市町村が定める要件を満たす場合に加算

(※) については、区分支給限度基準額の算定対象外

定期巡回・随時対応サービスの介護報酬(他サービスの利用)

1. 併用できないサービス

次のサービスについては、サービス内容が重複することから、定期巡回・随時対応サービス利用時は算定しない。

○ 訪問介護(通院等乗降介助を除く。) ○ 訪問看護(連携型利用時を除く。) ○ 夜間対応型訪問介護

2. 通所系サービス、短期入所系サービス利用時の日割り計算

区分支給限度額の範囲内で、柔軟に通所・短期入所ニーズに対応するため、次のとおり日割り計算を行う。

- 通所系サービス利用時には、1日分の単価の3分の2(66%)相当額を日割り減算する。
- 短期入所系サービス時には、

 短期入所系サービスの利用日数に応じた日割り計算を行う。

3. 医療保険の訪問看護利用時

○ 当該期間については、介護のみ利用者の単位数を算定する。

(計算例1) 诵所介護利用時

- 〇 要介護3の介護・看護利用者
- 〇 月8回通所介護を利用

20,720単位 - (450単位 × 8回) = <u>17,120単位</u> (利用者負担全体としては、これに通所介護費が追加)

(通所系サービス利用時の1日当たり減算額)

	介護·看護利用者 介護利用者	
要介護1	▲201単位	▲145単位
要介護2	▲302単位	▲242単位
要介護3	▲450単位	▲386単位
要介護4	▲550単位	▲483単位
要介護5	▲661単位	▲580単位

(計算例2) 短期入所生活介護利用時

- 〇 要介護3の介護・看護利用者
- 平成24年4月に8日短期入所生活介護を利用

682単位×(30日-7日(※))=15,686単位

(利用者負担全体としては、これに短期入所生活介護費が追加)

※ 退所日については減算の対象としない

(短期入所利用時の1日当たり日割り単価)

WENTER WITH THE PROPERTY OF TH			
	介護·看護利用者	介護利用者	
要介護1	305単位	219単位	
要介護2	458単位	366単位	
要介護3	682単位	586単位	
要介護4	833単位	732単位	
要介護5	1, 002単位	878単位	

定期巡回・随時対応サービスの人員・設備基準

II .	就種	資格等	必要な員数等
定期巡回サービスを 行う訪問介護員等	介護福祉士、	・交通事情、訪問頻度等を勘案し適切に定期巡回サービスを 提供するために必要な数以上	
訪問介護員等	随時訪問サービスを 行う訪問介護員等	実務者研修修了者 介護職員基礎研修、 訪問介護員1級、 訪問介護員2級	・ 常時、専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員が1以上確保されるための必要数(利用者の処遇に支障がない場合、定期巡回サービスに従事することができる。)・ 夜間・深夜・早朝の時間帯についてはオペレーターが随時訪問サービスを行う訪問介護員等を兼務可能。
看護職員		保健師 看護師、准看護師 PT、OT、ST	・ 2.5以上(併設訪問看護事業所と合算可能) ・ 常時オンコール体制を確保
オペレーター	うち1名以上は、 常勤の保健師又は 看護師とする	看護師、介護福祉士等(※) のうち、常勤の者1人以上 + 3年以上訪問介護のサー ビス提供責任者として従 事した者	・ 利用者の処遇に支障がない範囲で、当該事業所の他職種 及び他の事業所・施設等(特養・老健等の夜勤職員、訪問 介護のサービス提供責任者、夜間対応型訪問介護のオペ レーター)との兼務可能
上記の従業者のうち計画作成責任者とす		看護師、介護福祉士等(※) のうち、1人以上	
管理者			・ 常勤・専従の者(当該事業所の職務や併設事業所の管理 者等との兼務を認める。)

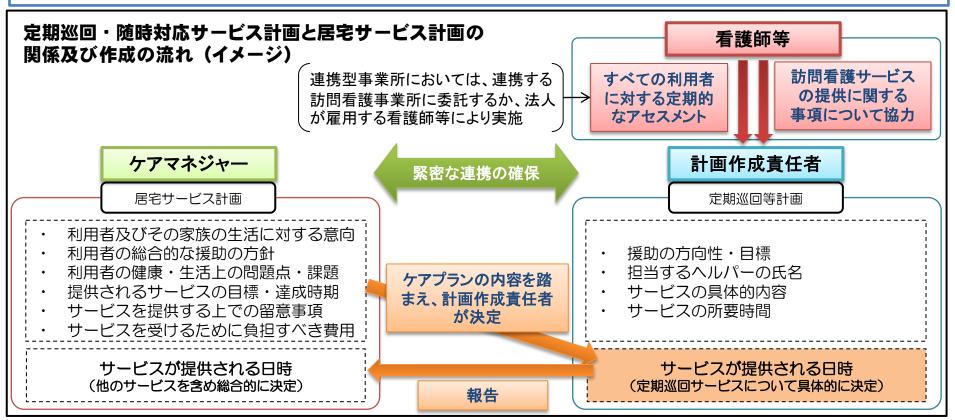
(※)・・・看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員

(注) ···介護·看護一体型にのみ配置が必要となる職種(介護·看護連携型の場合は連携先の訪問看護事業所に配置される)

- ※1 訪問介護員等については、利用者の処遇に支障がない範囲で、他の施設等の夜勤職員(加配されている者に限る)との兼務可能
- ※2 「オペレーションセンター」の設置は設備基準としては求めず、地域を巡回しながら適切に随時のコールに対応する形態も可能
- ※3 利用者がコールを行う、オペレーターがコールを受ける際の機器は、一般に流通している通信機器等の活用が可能

定期巡回・随時対応サービスの運営基準(サービス計画)

- 〇 定期巡回・随時対応サービスにおいては、移動効率向上の必要性も踏まえつつ、
 - ・ 一日複数回の訪問により利用者の日々の心身の状況の把握が可能であること
 - ・ 把握した利用者の心身の状況に応じて柔軟にサービスを変更することが必要であることから、ケアプランに位置付けられたサービス提供日時にかかわらず、<u>計画作成責任者がケア</u>プランの内容や利用者の状況を踏まえ、サービス提供日時を決定することを可能とする。
- この場合、当該計画については、<u>適宜、ケアマネジャーに報告</u>することとする。
-) なお、<u>すべての利用者に係る計画について、看護職員の定期的なアセスメントを踏まえ作</u> <u>成</u>することとし、<u>訪問看護サービス利用者に係る計画の作成に当たっては、常勤の保健師又</u> <u>は看護師から必要な協力</u>を得るものとする。



定期巡回・随時対応サービスの運営基準(地域との連携)

○ 地域包括ケアの推進を図る観点からの介護・医療の連携を強化する必要性や、包括払い方式 とした場合の事業者のサービスの過少供給対策も含めた地域への情報公開等を適切に行う観点 から、次の対応を行う。

1 介護・医療連携推進会議の定期的な開催

介護・医療連携推進会議(<u>医療関係者を含めた地域の関係者等</u>(利用者、利用者の家族、地域の医療関係者、地域住民、市町村の職員、地域包括支援センターの職員等)による会議)において、おおむね3ヶ月に1回以上、運営状況等について協議・報告・評価することを義務づける。

- ※ 地域密着型サービス(夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護を除く。)において「運営推進会議」として開催 を義務づけているものに相当。
- 2 サービスの自己評価・外部評価の内容について公表を義務付け
- 3 介護相談員制度等の活用
- サービス付き高齢者向け住宅等の集合住宅における囲い込み防止の観点から、こうした集合 住宅に居住する者に対してサービス提供を行う場合、地域への展開に努めることとする。



定期巡回・随時対応サービスの運営基準(他事業所との連携)

【事業の一部委託、夜間・深夜・早朝における随時の対応の集約化】

- 地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながら、定期巡回・随時対応型 サービスの実施を可能とする観点から、次による事業所間連携を可能とする。
 - ① 地域の訪問介護事業所又は夜間対応型訪問介護事業所に対し、定期巡回・随時対応サービス(訪問看護サービスを除く。)の事業を「一部委託」すること
 - ② 複数の定期巡回・随時対応サービス事業所間で、夜間・深夜・早朝における随時の対応 サービスを<u>「集約化」</u>すること
- 〇 ①の「一部委託」及び②の「集約化」については、いずれも<u>事業所間の契約に基づき行う</u>こ ととし、その具体的な範囲については、市町村長が定める範囲内で行うこととする。

【連携型事業所と訪問看護事業所との連携】

- 〇 連携型事業所については、利用者に対する訪問看護を提供する訪問看護事業所と連携し、 連携する訪問看護事業所との契約により、以下の事項について必要な協力を得る。
 - ① 利用者に対するアセスメント
 - ② 随時対応サービスの提供に当たって の連絡体制の確保
 - ③ 介護・医療連携推進会議への参加
 - ④ その他必要な指導及び助言



訪問介護員による介護サービス

定期的なアセスメント訪問(連携型事業所の法人の看護師でも可。情報提供は必要。)

医師の指示に基づく訪問看護(訪問看護費)

